

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定が失効したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日:令和8年9月24日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2236号	セーフティーライン	埼玉県川口市東川口 4丁目4番13号 サニーハイツ東川口 A201号	岡嶋 悟	セーフティーライン	日本橋兜町17番2号 兜町第6葉山ビル4 階METSオフィス日本 橋兜町	令和8年 8月17日